その他の項第百二十五目を第百三十一目とし、第百十目から第百二十四目までを六目ずつ繰り下げ、第百九目を第百十三目とし、同目の次に次の二目を加える。

114　トチュウ

115　ドベッコウ

その他の項第百八目を第百十二目とし、第八十七目から第百七目までを四目ずつ繰り下げ、第八十六目を第八十九目とし、同目の次に次の一目を加える。

90　サンソバシ

その他の項第八十五目を第八十八目とし、第八十二目から第八十四目までを三目ずつ繰り下げ、第八十一目を第八十三目とし、同目の次に次の一目を加える。

84　ジンセツ

その他の項第八十目を第八十二目とし、第四十七目から第七十九目までを二目ずつ繰り下げ、第四十六目を第四十七目とし、同目の次に次の一目を加える。

48　ロクホウ

その他の項第四十五目を第四十六目とし、第三十八目から第四十四目までを一目ずつ繰り下げ、第三十七目の次に次の一目を加える。

38　ヘコミ

○厚生労働省告示第二百十八号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき、雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域を次のように定め、平成二十七年四月一日から適用し、雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成二十六年厚生労働省告示第二百号）は、平成二十七年三月三十一日限り廃止する。ただし、受給資格に係る離職の日が平成二十七年三月三十一日以前である受給資格者に対する同告示の適用については、なお従前の例によることができる。

平成二十七年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域

雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域は、次に掲げる区域とする。

一　北海道の区域（函館公共職業安定所、旭川公共職業安定所、北見公共職業安定所、紋別公共職業安定所、岩見沢公共職業安定所、浦河公共職業安定所、根室公共職業安定所、札幌東公共職業安定所及び千歳公共職業安定所の管轄区域に限る。）

二　青森県の区域（弘前公共職業安定所、むつ公共職業安定所、五所川原公共職業安定所及び黒石公共職業安定所の管轄区域に限る。）

三　秋田県の区域（湯沢公共職業安定所の管轄区域に限る。）

四　高知県の区域（四万十公共職業安定所及びいの公共職業安定所の管轄区域に限る。）

五　鹿児島県の区域（加世田公共職業安定所及び伊集院公共職業安定所の管轄区域に限る。）

六　沖縄県の区域（沖縄公共職業安定所の管轄区域に限る。）

○厚生労働省告示第二百十九号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第二第二号イ中「（組織の凍結保存を同一施設内で行うものに限る。）」を削る。

第二に次の一号を加える。

六十　ＬＤＬアフェレシス療法

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

難治性高コレステロール血症に伴う重度尿蛋白症状を呈する糖尿病性腎症

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら腎臓内科又は泌尿器科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

②　腎臓専門医（一般社団法人日本腎臓学会が認定したものをいう。）又は泌尿器科専門医であること。

③　リポソーバーを用いた血液浄化療法について一年以上の経験を有すること。

④　リポソーバーを用いた血液浄化療法について、当該療養を主として実施する医師として二例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　内科又は泌尿器科を標榜していること。

②　実施診療科において、腎臓内科について五年以上の経験を有する医師が二名以上配置されていること。

③　臨床工学技士が配置されていること。

④　病床を二十床以上有していること。

⑤　当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、本文の規定にかかわらず、二以上であること。

⑥　当直体制が整備されていること。

⑦　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑧　倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。

⑨　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑩　リポソーバーを用いた血液浄化療法について五例以上の症例を実施していること。

第三に次の二号を加える。

五十八　ステロイドパルス療法及びリツキシマブ静脈内投与の併用療法　特発性ネフローゼ症候群（当該疾病の症状が発症した時点における年齢が十八歳未満の患者に係るものであって、難治性ステロイド抵抗性のものに限る。）

五十九　カペシタビン内服投与、シスプラチン静脈内投与及びドセタキセル腹腔内投与の併用療法　腹膜播種を伴う初発の胃がん

○厚生労働省告示第二百二十号

臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）第十八条第三号の規定に基づき、臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める生理学的検査及び採血に関する科目（昭和六十二年厚生労働省告示第二十二号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。ただし、同日において現に同令第十八条第一号に規定する大学又は臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号の規定により指定された学校若しくは臨床検査技師養成所において臨床検査技師となるのに必要な知識及び技能を修得中の者については、なお従前の例によることができる。

平成二十七年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

題名を次のように改める。

臨床検査技師等に関する法律施行令第十八条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める生理学的検査並びに採血及び検体採取に関する科目

本則に次の一号を加える。

六　医療安全管理学